

霧島市条例第13号
令和8年3月27日

霧島市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市土地開発基金条例の一部を改正する条例

霧島市土地開発基金条例（平成17年霧島市条例第81号）の一部を次のように改正する。
第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 基金は、市長が特に必要があると認める場合に限り、かつ、基金の運用を妨げない限度において、予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。